



# 2021-22年度 香港政府予算案の概要

Hong Kong Budget Summary  
2021-2022



# はじめに

香港の2020-21年度の財政赤字が2,576億香港ドルと、過去20年で最大の赤字額となることを見込まれています。これは主に、2020-21年度に実施された新型コロナウイルス対策の各種救済措置によるものです。しかし、このような巨額の財政赤字に関わらず、香港の財政準備金残高は2021年3月31日時点で9,027億香港ドルと見込まれており、依然として強固な財政状態を維持しています。このことは、香港政府の財政と経済全般の底力を明確に示すものです。

2020-21年度より減額されるとはいえ、現在も続く新型コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた人々に必要な支援策が継続的に提供される予定です。香港政府が、香港永住者に電子商品券を発行するというKPMGの提案を採用したことを大変嬉しく思います。これは、新型コロナウイルスの影響を最も受けているビジネスを支援するための効果的で的確な施策であると同時に、スマートシティとしての香港を促進するものであると考えています。

今年の予算では新たな税金は導入されませんでした。政府は株式譲渡にかかる印紙税の増税を提案しています。香港の活況な資本市場と今後数ヶ月の間に予想されるIPOの増加から、本増税により120億香港ドルの追加税収が見込まれています。しかし、香港の資本市場が世界の他の資本市場との競争力を維持することが重要で、実際、多くの資本市場が印紙税の削減や撤廃に向けて動き出していますし、世界経済の継続的な課題や不確実性を考慮して、これらの措置は継続して見直されるべきと考えます。KPMGは、今は新しい税金を導入する時期ではないという財務長官の意見に同意しています。将来の新しい税金の導入は、長期的な歳入の必要性を考慮しながら慎重な見直しを常に行い、コミュニティとの可能な限りのコンセンサスを得て行われるべきです。

また、KPMGは、政府が国際的な金融センター、ウェルス・アセットマネジメント・ハブとしての香港の地位を強化すること、特にグリーン・ファイナンスを支援するための措置や、香港のファミリー・オフィスの成長を支援するための関連税制の開発に引き続き注力していることを歓迎しています。予算はまた、新型コロナウイルス収束後の社会を見据えて、様々な業界にまたがるテクノロジー開発とイノベーションを支援する様々な投資を提案しています。新型コロナウイルスが香港経済を新たな形へと変えています。政府はパンデミックの影響を受けた業界の従業員への再訓練やスキル開発のための支援を拡大することを検討すべきと考えられます。

2021-22年度の予算は、過去の予算を基本的に踏襲したものとなっており、一般市民の幅広い期待に応えるための施策や歓迎すべき内容が盛り込まれています。政府が具体的な実施内容を速やかに公表し、香港が再生に向けてさらに前進することを期待します。

「2021-22年度 香港政府予算案の概要」に含まれる情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織の置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られて時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

立法案は、制定されるまで法律ではなく、制定前に立法会(the Legislative Council)により内容が修正されることもあります。なお、本資料の情報は要約して記載されているため、ビジネス上の意思決定を行う場合は、専門家のアドバイスを受けていただくことを推奨いたします。

# 香港の経済指標

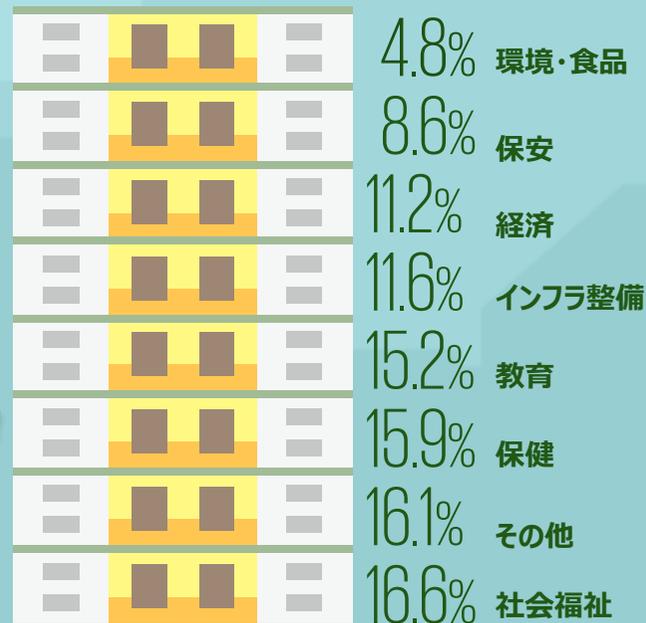




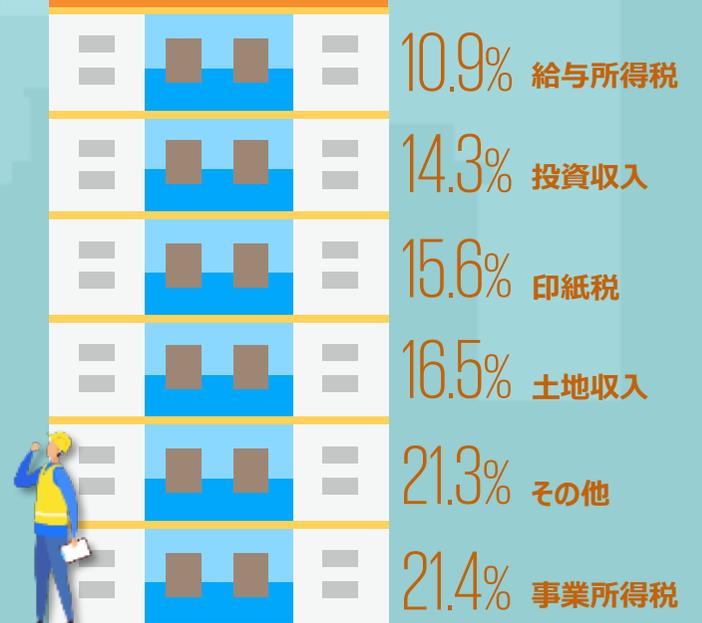
# 2021-22年度 歳入・歳出見込

2021-22年度の政府歳入総額は5,911億香港ドル(2020-21年度は5,435億香港ドル)と見込まれています。歳入の主な内訳は、税収(事業所得税、印紙税、給与所得税等)が47.9%、次いで土地収入が16.5%、投資収入が14.3%を占めます。政府歳出総額は7,278億香港ドル(2020-21年度は8,204億香港ドル)と見込まれています。歳出の約47.7%を教育、社会福祉、医療が占めます。政府は、景気対策的な財政措置の実施と経常支出の継続的な増加を考慮して、2021-22年度の総赤字額を1,016億香港ドルと予測しています。財政準備金は2022年3月末時点の見込みが約8,011億香港ドルと、引き続き堅調に推移すると予測されています。財政準備金は2026年3月末に7,758億香港ドル(政府歳出の約12ヶ月分に相当)まで減少する見通しです。

## 2021-22年度 政府歳出 (見込)



## 2021-22年度 政府歳入 (見込)



出所: 2021-22年度政府予算案



# 実質GDP成長率

香港経済全体では、新型コロナウイルス流行の世界的な影響を主因に、前年比6.1%のマイナス成長となりました。国境の閉鎖および経済活動の制約事項により、香港の小売業や観光業は大きな影響を受けており、国内消費とインバウンド観光ビジネスの双方が大きく落ち込んでいます。2021年度の経済見通しは依然として厳しいものの、新型コロナウイルス関連の規制の緩和やワクチン接種の開始など、前向きな話題も見られ始めています。香港経済は、健全な財政準備金を背景にレジリエンスを発揮し、この苦境を乗り越えていくと見られます。

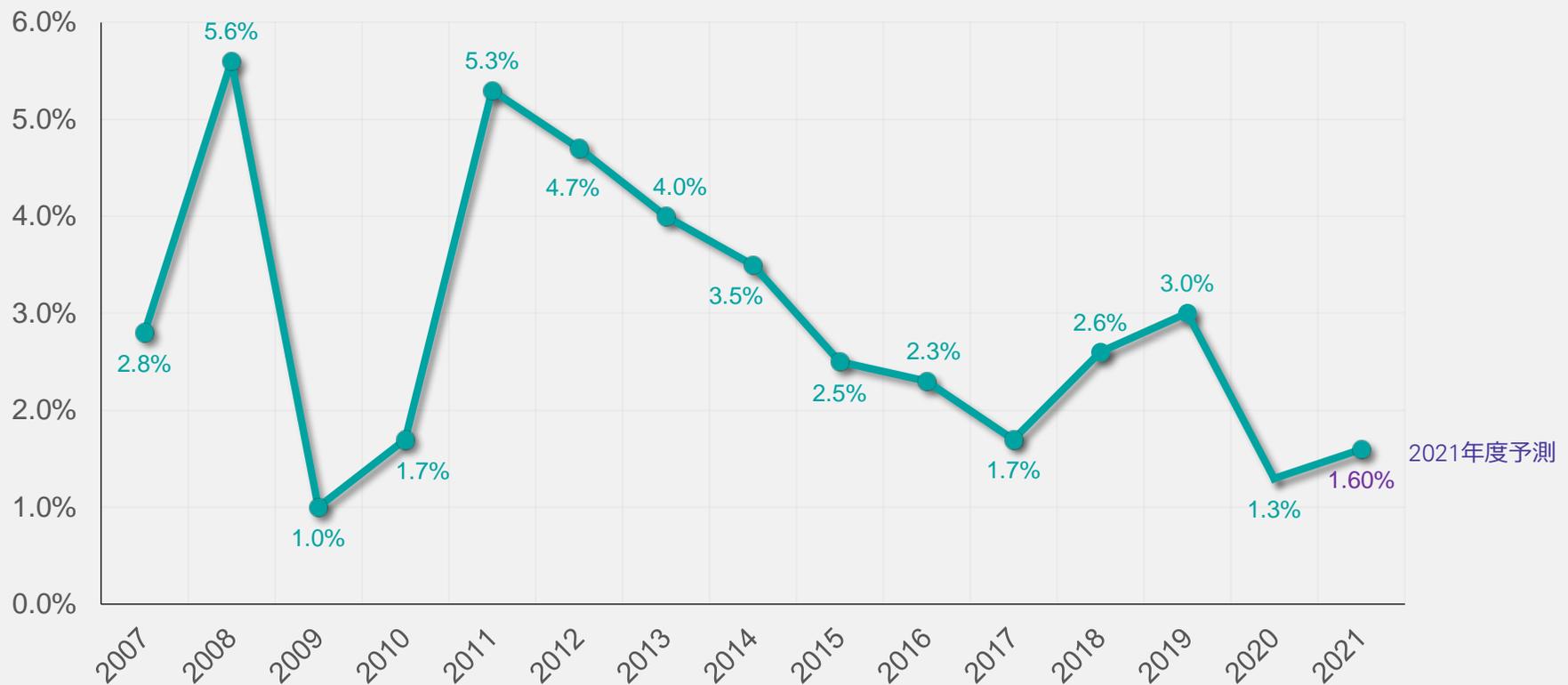


出所: 香港特別行政区政府統計處(Census and Statistics Department)



# 基礎インフレ率

2020年度の基礎インフレ率は、過去1年間の政府の様々な救済措置の効果もあり、プラス1.3%となる見込みです。2021年のインフレ見通しは、パンデミックからの世界的な回復が依然として不確実であることに大きく影響されるため、国内消費と観光ビジネスが回復の兆しを見せるのは2021年後半になると考えられます。

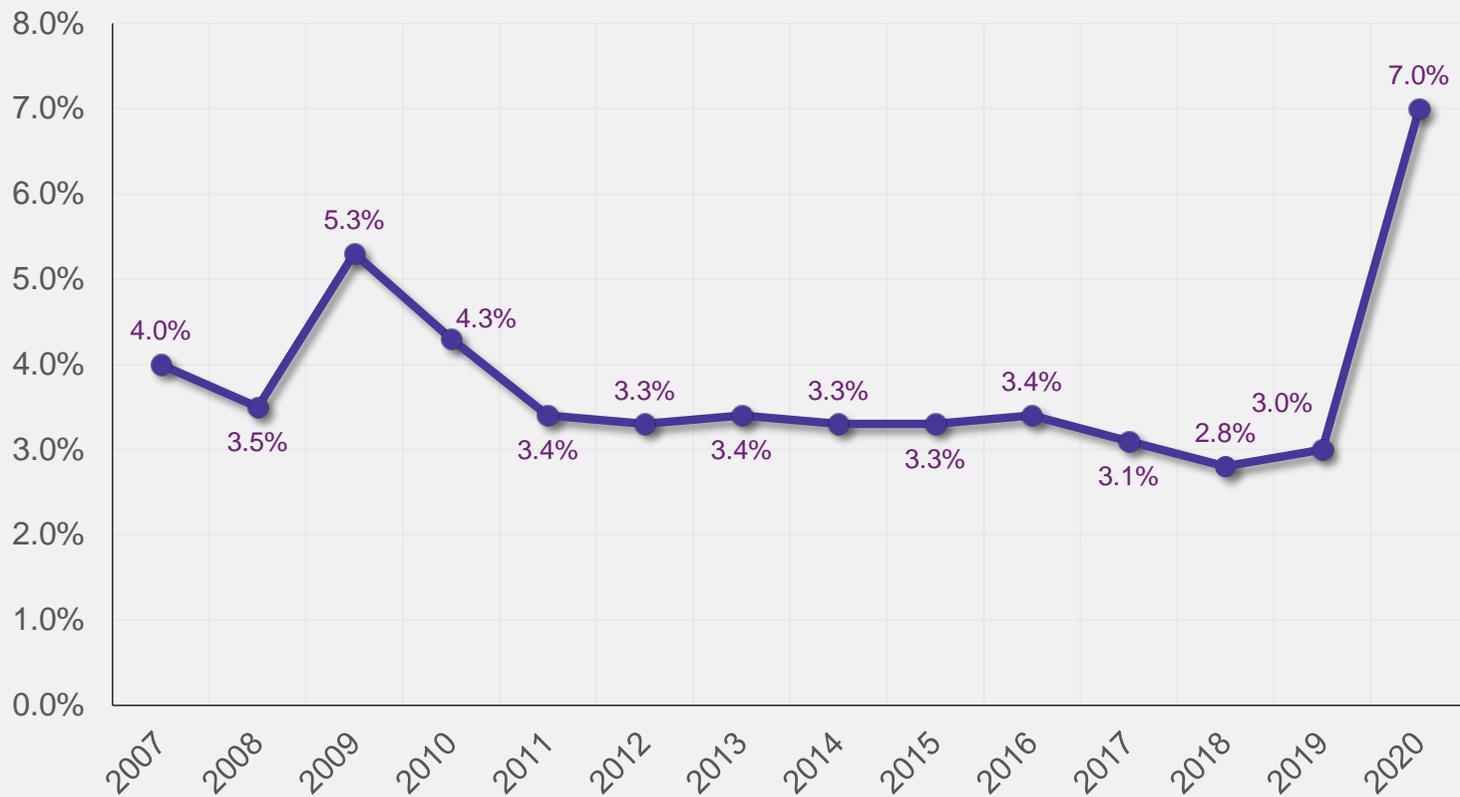


出所: 香港特別行政区政府統計處(Census and Statistics Department)



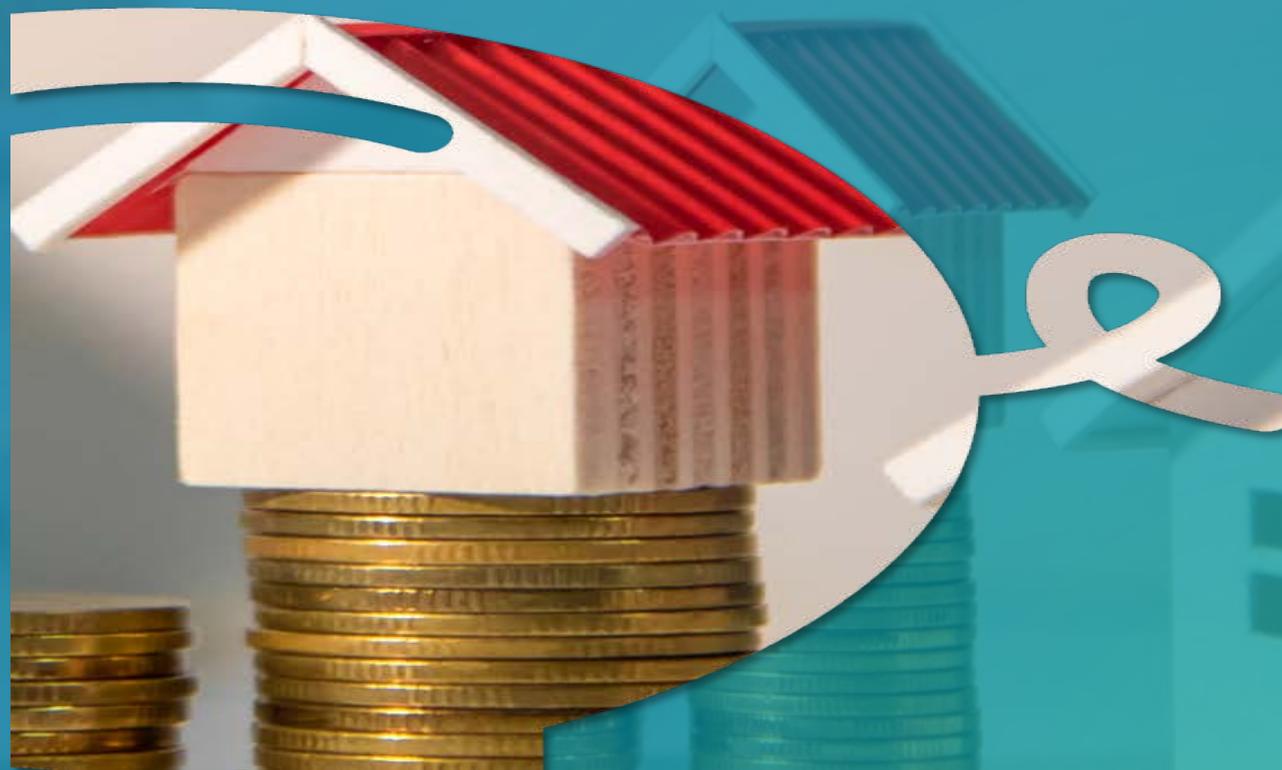
# 失業率

2020年度の香港全体の失業率は7.0%となっています。小売業や観光関連の業界は依然として新型コロナウイルス流行の影響を大きく受けています。今後の失業率が改善するかどうかは、香港経済の景気回復のペースに大きく左右されると見られます。



出所: 香港特別行政区政府統計處(Census and Statistics Department)

# 香港政府預算案 の概要



## 経済振興



HOTEL



### 経済刺激策

- 18歳以上の香港永住者および新規移住者に、**5,000香港ドル**分の電子商品券を発行し、地元消費の促進と活性化を図る。
- **150億香港ドル以上**のiBond(アイボンド)と**240億香港ドル以上**のシルバー債を発行。シルバー債の対象年齢を**65歳**から**60歳**に引き下げ。
- 今後5年間で**総額1,755億香港ドル**のグリーンボンドを発行。個人向けのグリーンボンドの発行を計画。
- **7億6,500万香港ドル**を追加的に割り当て、観光業再生にむけた香港政府観光局の活動を支援。
- 今後3年間、香港上場する適格の不動産投資信託(REIT)に補助金を提供。現地の専門サービスプロバイダーに支払う費用の**70%**を補助(1信託あたり**8百万香港ドル**を上限)。
- 今後3年間、香港に新規設立する、もしくは香港に移転するオープンエンド型ファンド会社(OFC)に補助金を提供。現地の専門サービスプロバイダーに支払う費用の**70%**を補助(1社あたり**1百万香港ドル**を上限)。

# スマートシティー



5Gネットワークやアプリケーションの開発を継続的に支援

95億香港ドルを年2年に分けて、「技術革新・化学技術基金」に注入。

2億香港ドル以上を割り当て、「ITをもっと知る」プログラム(Knowing More About IT Programme)を展開。課外活動を通じ、生徒のI&Tとその応用に関する興味と知識を向上する小学校へ補助金を提供。

2021年第1四半期に「InnoHK研究クラスター(InnoHK Research Cluster)」の下、第1陣となる約20の研究開発ラボが順次稼働。



# 地域開発と インフラ



- **10億香港ドル**を割り当て、政府の建物やインフラに小規模な再生可能エネルギー設備を設置。
- 「リサイクル基金」に10億香港ドルを注入。申請期間を2027年まで延長。
- **5億香港ドル**を割り当て、自然公園の施設を拡充。5,500万香港ドルを割り当て、自然公園のハイキングコースを改善。
- **1億4,700万香港ドル**を割り当て、精神健康サービスを強化。
- 今後2年以内に**2つ**の地区保健センターの運営を開始。今年度中に、**11地区**に「地区健康ステーション(DHC Express)」を開設。

## 主な施策

# 思いやりある 社会



11億香港ドルを宝くじ基金に注入し、必要性の高い社会福祉開発プロジェクトの実現可能性調査を確実に予定通りに進めることができるようにする。



リハビリサービス：2022-23年度に就学前リハビリサービスのための施設を10,000人分まで増やす。



高齢者サービス：今後数年間で、約8,800人分の居住型介護施設入居枠と約2,800人分の政府補助デイケアサービス施設を提供する。



## 土地と住宅

2021-22年度に、**1万6,500戸分**の住宅用地が供給される見込み。

共用の可能性がある約**40か所**の「政府・機関またはコミュニティ」用地を調査し、今年度中に開発提案を提出。

公営住宅：2020-21年度から2024-25年度までの建設戸数は約**10万1,400戸**を予定。内訳は公営賃貸住宅/グリーンフォーム持ち家補助計画の対象住宅が約**7万戸**、補助金付き分譲住宅が約**3万戸**。

民間住宅：2021年度から2025年度までの年間建設戸数は、平均約**1万8,000戸**となる見込み。

新規開発地区のプロジェクトや計画中的のその他開発プロジェクトにより、新界(ニューテリトリー)に合計**860ヘクタール**以上の未利用地が生じる見込み。住宅建設やその他の土地利用の用途のための再開発が可能。

九龍東にある**5つ**の商業用地を住宅用に再区画整理を検討。実現すれば、合計約**5,800戸**の民間住宅が提供される。

# 事業所得稅





# 事業所得税

## 主なポイント

税率の変更はなし

2020-21年度の事業所得税を、**1万香港ドル**を上限に、100%減額



ファミリー・オフィスに関連する税制の見直し

香港で事業を行うプライベート・エクイティ・ファンドのキャリドインタレストに対する税制優遇措置を提供



適格の保険事業者(海上保険、専門保険を含む)に50%の税制優遇措置を提供



税率		
	法人	その他
標準税率*	16.5%	15%
<b>二段階の事業所得税率</b> 適格の納税者は以下の税率が適用されます - 200万香港ドルまで - 200万香港ドル超 注: グループ内の1社のみ2段階の事業所得税率を適用可能	8.25% 16.5%	7.5% 15%

\* 特定の業界や事業に対しては、別途優遇税率の適用あり

### 非居住者に対するロイヤリティに対する事業所得税

ロイヤリティが非居住者の関連当事者に支払われ、かつ、香港の納税者が対象となる知的財産権を所有していた場合、支払額が全額課税対象となります(すなわち実効税率は16.5%)。それ以外のケースでは、一般的に支払額の30%が課税所得とみなされます(すなわち実効税率は4.95%)。実効税率は、租税条約に基づいて低減される場合があり、また二段階の事業所得税率の選択が可能です。

2021-22年度  
の税率に変更  
なし



減価償却	
<b>設備及び機械</b> - 初年度特別償却 - 年次償却	60% 10%、20%又は30%
<b>工業用ビル</b> - 初年度特別償却 - 年次償却	20% 4%
<b>商業用ビル</b>	4%
<b>ビルの改修</b>	年次償却 20%(5年)
<b>コンピューターのハードウェア、ソフトウェアへの投資</b>	購入初年度に全額損金算入
<b>環境対応型の機械及び設備の資本的支出</b>	購入初年度に全額損金算入
<b>適格の研究開発費に対する損金算入額の拡大</b>	200万香港ドルまで 300% それを超える金額 200%

出所: 税務條例(Inland Revenue Ordinance)

# 给与所得税





# 給与所得税

## 主なポイント



給与所得税の税率および  
手当に変更なし

2020-21年度の給与所得税を、  
**1万香港ドル**を上限に、100%減額



## 税率

給与所得税額は次の(a)又は(b)のいずれか低い方の額

- (a) 人的控除以外の控除可能額及び認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額の15%
- (b) 人的控除及びその他の控除可能額、認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額に対して、下記の累進税率を適用して算出した税額

2013-14年度～ 2016-17年度	税率	税額 (香港ドル)	2017-18年度	税率	税額 (香港ドル)	2018-19年度～ 2021-22年度	税率	税額 (香港ドル)
40,000香港ドルまで	2%	800	45,000香港ドルまで	2%	900	50,000香港ドルまで	2%	1,000
40,001香港ドル～ 80,000香港ドル	7%	2,800	45,001香港ドル～ 90,000香港ドル	7%	3,150	50,001香港ドル～ 100,000香港ドル	6%	3,000
80,001香港ドル～ 120,000香港ドル	12%	4,800	90,001香港ドル～ 135,000香港ドル	12%	5,400	100,001香港ドル～ 150,000香港ドル	10%	5,000
						150,001香港ドル～ 200,000香港ドル	14%	7,000
上記を超える金額	17%		上記を超える金額	17%		上記を超える金額	17%	

人的控除(限度)額		2015-16 (香港ドル)	2016-17 (香港ドル)	2017-18 (香港ドル)	2018-19 (香港ドル)	2019-20 (香港ドル)	2020-21 (香港ドル)	2021-22 (香港ドル)
基礎控除 	基礎控除(未婚)	120,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
	基礎控除(既婚)	240,000	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000
	寡婦(夫)控除	120,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
	障害者控除	-	-	-	75,000	75,000	75,000	75,000
子女控除 	第1子～第9子まで(1人につき)							
	- 出生年度	200,000	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	- その他の年度	100,000	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000	120,000
扶養父母・祖父母控除 	60歳以上および障害者	40,000	46,000	46,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	55歳から59歳	20,000	23,000	23,000	25,000	25,000	25,000	25,000
扶養父母・祖父母控除(追加) 	60歳以上および障害者	40,000	46,000	46,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	55歳から59歳	20,000	23,000	23,000	25,000	25,000	25,000	25,000
扶養障害者(配偶者・子女・父母・祖父母・兄弟・姉妹)控除 		66,000	66,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
扶養兄弟(姉妹)控除 		33,000	33,000	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500

その他控除(限度)額	2015-16 (香港ドル)	2016-17 (香港ドル)	2017-18 (香港ドル)	2018-19 (香港ドル)	2019-20 (香港ドル)	2020-21 (香港ドル)	2021-22 (香港ドル)
自己学習費用	80,000	80,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
高齢者介護費用	80,000	92,000	92,000	100,000	100,000	100,000	100,000
退職給付に関する強制積み立て	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
住宅ローン利子	100,000						
認定慈善寄付金	課税所得の35%まで						
任意保険制度の保険料	-	-	-	-	被保険者1人あたり 8,000	被保険者1人あたり 8,000	被保険者1人あたり 8,000
年金保険料及びMPFへの任意拠出金	-	-	-	-	60,000	60,000	60,000

出所: 税務條例 (Inland Revenue Ordinance)





# 印紙税・不動産所得税・固定資産税

## 主なポイント



### 印紙税

株式譲渡にかかる印紙税率を0.1%から0.13%(売り手・買い手合計で0.26%)に引き上げ

### 不動産所得税

変更は提案されていません



### 固定資産税(居住用)

最初の2四半期は1四半期あたり1,500香港ドル、残りの2四半期は1四半期あたり1,000香港ドルの上限に固定資産税(居住用)を減額



### 固定資産税(非居住用)

最初の2四半期は1四半期あたり5,000香港ドル、残りの2四半期は1四半期あたり2,000香港ドルの上限に固定資産税(非居住用)を減額



## 印紙税



### 不動産リース

リース期間	税率
未定または未確定	年間もしくは平均年間リース料の0.25%
1年以内	リース期間の支払リース料総額の0.25%
1年超3年以内	年間もしくは平均年間リース料の0.5%
3年超	年間もしくは平均年間リース料の1.0%

### 香港株式の譲渡



譲渡対価または譲渡日時点での株式時価のいずれか高い方の0.26%

## 不動産の売却



### 印紙税(Ad Valorem Stamp Duty)



不動産譲渡価格		均一税率 (居住用不動産)	第2基礎税率*# (非居住用不動産)	第2基礎税率* (香港永住者が、他の居住用不動産を所有していないなど一定の要件を満たす場合)
	2,000,000香港ドル以下	15%	100香港ドル	100香港ドル
2,000,000香港ドル超	3,000,000香港ドル以下		1.5%	1.5%
3,000,000香港ドル超	4,000,000香港ドル以下		2.25%	2.25%
4,000,000香港ドル超	6,000,000香港ドル以下		3.0%	3.0%
6,000,000香港ドル超	20,000,000香港ドル以下		3.75%	3.75%
20,000,000香港ドル超			4.25%	4.25%

\* 税率適用の金額を大きく超えない場合には、段階税率を適用できる場合があります。

# 2020年11月26日以降に実行される、非居住用不動産の売買・譲渡のための証書に適用されます(立法会による関連修正法案の制定が条件)。



### 居住用不動産の処分に係る特別印紙税(Special Stamp Duty)



不動産保有期間	Tax rate
6か月以下	20%#
6か月超、12か月以内	15%#
12月超、36か月以内	10%#

# 売買日の売却価格もしくは売買日の市場価格のいずれか高い方に課税

## 不動産所得税(Property Tax)

税率 15%

当該税率は、不動産の「正味評価額(net assessable value)」に対して適用されます。この正味評価額は、受け取った家賃収入総額(固定資産税控除後)から、20%相当額の法定控除(修繕費・消耗品費)を差し引いて算出されます。

出所: 税務條例 (Inland Revenue Ordinance)

印花稅條例 (Stamp Duty Ordinance)

差餉物業估價署(Rating and Valuation Department)のウェブサイト



### 住宅売買に係る購入者印紙税(Buyer's Stamp Duty)



	Tax rate
香港永住者以外	15%#

## 固定資産税(Rates)

税率 5%

当該税率は、一定の評価基準日における不動産の年間賃貸価格をもとに決定される「評価額(rateable value)」に対して適用されます。1995年以降、大きな変化はありませんが、政府はこの評価額の見直し・改善を図っていく予定です。

# お問合せ先



**Lewis Lu**  
**盧奕**  
National Head of Tax  
Tel: +86 21 2212 3421  
[lewis.lu@kpmg.com](mailto:lewis.lu@kpmg.com)



**John Timpany**  
**譚培立**  
Head of Tax, Hong Kong  
Tel: +852 2143 8790  
[john.timpany@kpmg.com](mailto:john.timpany@kpmg.com)



**Alice Leung**  
**梁愛麗**  
Partner  
Tel: +852 2143 8711  
[alice.leung@kpmg.com](mailto:alice.leung@kpmg.com)



**Stanley Ho**  
**何家輝**  
Partner  
Tel: +852 2826 7296  
[stanley.ho@kpmg.com](mailto:stanley.ho@kpmg.com)

なお、日本語でのお問い合わせは、下記KPMG中国グローバル・ジャパニーズ・プラクティス(GJP)担当者までご連絡ください。



**Chui Bayern**  
**徐建邦**  
Partner  
T: +852-2685-7330  
E: [bayern.chui@kpmg.com](mailto:bayern.chui@kpmg.com)



**Keigo Yoshida**  
**吉田 圭吾**  
Director  
T: +852 2685 7603  
E: [keigo.yoshida@kpmg.com](mailto:keigo.yoshida@kpmg.com)



**Hoshiyuki Takahashi**  
**高橋 星行**  
Senior Manager  
T: +852 2685 7951  
E: [hoshiyuki.takahashi@kpmg.com](mailto:hoshiyuki.takahashi@kpmg.com)



**Mamoru Watanabe**  
**渡邊 守**  
Manager  
T: +852 3927 5658  
E: [mamoru.watanabe@kpmg.com](mailto:mamoru.watanabe@kpmg.com)



**Yosuke Nakano**  
**中野 陽介**  
Manager  
T: +852 2143 8656  
E: [yosuke.nakano@kpmg.com](mailto:yosuke.nakano@kpmg.com)



**Atsushi Ito**  
**伊藤 篤史**  
Manager  
T: +852 2978 8215  
E: [atsushi.ito@kpmg.com](mailto:atsushi.ito@kpmg.com)



**Ryuichi Watabe**  
**渡部 隆一**  
Manager  
T: +852 2685 8015  
E: [ryuichi.watabe@kpmg.com](mailto:ryuichi.watabe@kpmg.com)



**Deborah Leung**  
**梁 秀章**  
Manager  
T: +852 2685 7742  
E: [deborah.leung@kpmg.com](mailto:deborah.leung@kpmg.com)

[kpmg.com/socialmedia](https://www.kpmg.com/socialmedia)



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. © 2021 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Hong Kong, China.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.